

## 令和6年度開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

### 申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込受付開始日： 申込受付開始日は施設によって異なります。裏面をご参照ください。  
**ご提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。**  
※入所の順番は申込み順ではなく、必要性・緊急性の高い方から入所できるよう、入所申込者の要介護度、世帯状況等を点数化し、点数の高い方から入所のご案内をしています。
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階  
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）  
お問合せ時間：平日9時～17時（土日祝休み）  
**※来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX:045-840-5816）してからお越しください。**
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先（裏面参照） 又は 健康福祉局高齢施設課（電話：045-671-3923、FAX:045-641-6408）
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、**申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込んだ施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。**以前申込んだ施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。  
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、**要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件（※）のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。**  
（※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」をご覧ください。）
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。



施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割・3割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ **居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の間合せ先にご確認ください。**

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。  
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	間合せ先		定員		開所 予定	費用の目安(※1)		施設の特徴	申込受付 開始予定
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ		①居住費	②食費		
特別養護老人ホーム けいあいの郷 山王台	横浜市南区 永田山王台39-1	・京)弘明寺駅(20分) ・京)弘明寺駅・バス[神奈中・11系統] →南永田入口(3分)	社会福祉法人 敬愛 (松井 宏道)	横浜市戸塚区影取町85-1 (特別養護老人ホーム けいあいの郷 影取)	045-858-3363	190	10	R6.4	75,000円	59,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者と協働し、それぞれが「あたりまえ」の生活を送れるよう支援します。</li> <li>・障がいをお持ちの方でも積極的に受け入れを行います。</li> <li>・さまざまな支援を通じた上で、「家に帰れる」ことも選択肢として提案します。</li> <li>・これらを達成するために、知識・技術の向上に努めます。</li> <li>・医療機関と連携し、慢性的な疾患のフォローを行います。</li> <li>・地域の一員として、気軽に立ち寄れる(入りやすい)活動拠点を目指します。</li> </ul>	R5.10
特別養護老人ホーム ハビネス都筑サテライト	横浜市都筑区 池辺町1036-1	横浜市営地下鉄グリーンライン 川和町駅(16分)	社会福祉法人 ファミリー (佐藤 弘子)	横浜市都筑区牛久保町1808-3 (特別養護老人ホーム ハビネス都筑)	045-914-8850	29	10	R7.3	84,000円	48,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年に開所した特別養護老人ホームハビネス都筑のサテライト型施設になります。</li> <li>・プライベートとセミパブリックを重視した設計(全室個室、居室内トイレ完備、多目的ホール、家族宿泊室完備)</li> <li>・ユニット行事はもちろん、家族宿泊室使用し家族との行事、ホールでの施設全体行事を実施。</li> <li>・生活の中での「楽しみ」を重視した運営を行っています。</li> <li>・「学習療法」による認知症ケア、「口腔リハビリテーション」による食事ケア、終末期を支える「看取りケア」。</li> <li>・その時の状態に合わせた「その人らしい生活」の実現をご家族と一緒に考え、寄り添うケアを実践します。</li> </ul>	R6.9

(※1)月額(30日分)の予定金額です。

## ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

居住費・食費(負担限度額)			③介護サービス費	利用料合計 (月額:30日分) ①+②+③
	対象者	①居住費		
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等(※2)の合計額が1,000万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円)以下の方 ・生活保護等を受給されている方	2.5万円	0.9万円	6.4万円
第2段階	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円)以下の方	2.5万円	1.2万円	6.7万円
第3段階①	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円)以下の方	4.0万円	2.0万円	9.0万円
第3段階②	・市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円)以下の方	4.0万円	4.1万円	11.1万円
第4段階	上記以外の方	6.1万円(※4)	4.4万円(※4)	13.5万円～ (限度額なし)

+ 3.0万円(※3) =

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)以下。

※3 1割負担で、要介護5の方の場合。

※4 施設が設定する金額。(施設により異なります。ここでは国の定める基準費用額を用いています。)

### 1 居住費・食費について(負担限度額)

(1) 所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。

この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課に申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定証)

(2) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**

### 2 介護サービス費について

(1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。

一定以上の所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。

負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。

(2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

#### <高額介護サービス費支給による自己負担の上限額>

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者Ⅲ(市民税課税世帯※1で課税所得が690万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100円(世帯)
現役並み所得者Ⅱ(市民税課税世帯で課税所得が380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000円(世帯)
現役並み所得者Ⅰ(市民税課税世帯で課税所得が380万円未満)に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金を受給している方</li> </ul>	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方</li> </ul>	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)※3

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額(マイナスの場合は、0円として計算します。)

※3 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。